

南経第15155-7号
令和7年2月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南大隅町長 石畠 博

市町村名 (市町村コード)	南大隅町 (464911)
地域名 (地域内農業集落名)	佐多地区 (浜上、浜下、麓、住宅、上之園、西方、立目崎、垂水、瀬戸山、馬籠、東山崎、川田代、下岩、浮津、片野坂、島泊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

佐多地区的農業は、担い手の高齢化、後継者不足及び有害鳥獣被害が深刻である。

担い手の高齢化問題に併せ、重油代の高騰により、ハウス管理に係るランニングコストが懸念されている。
「農地はあるが、人がいない」、「借りてまで耕作する人はいない」など様々な課題が掲げられている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

露地栽培ではバレイショや水稻を主体とし、施設栽培では熱帯果樹類や不知火などを主体とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	110.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内及び関連農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

高齢化等により、離農者が増加していくことが想定されることから、農地を担い手へ集積させ、集約化も可能な限り進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

離農者が発生する場合には、予定地近くに農地を持つ担い手に伝え、双方の意見を調整したうえで、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を通じて契約を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業の活用予定なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域外からの参入を推進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止のために既に防護柵を設置している。ドローンによる農薬の一斉散布を行う。